

公益社団法人八尾市シルバー人材センター

役員費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人八尾市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第2項の規定に基づき、役員費用弁償等に関し必要な事項を定める。

(支給額)

第2条 定款第22条に定める役員（理事、監事）で、センターを主たる勤務場所とする常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）が、センターの開催する会議等に出席したときは、費用弁償として別表（1）のとおり費用定額を支給するものとし、その支給方法については、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(その他費用の支給)

第3条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 非常勤役員がセンターの業務上の必要により出張する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし、その支給額は、別表（2）でこれを定める。

3 常勤役員がセンターの業務上の必要により出張する場合の旅費は、センター職員旅費規程の例により支給するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区 分	費 用 定 額
理 事	理事会出席等 日額 3,200 円 (理事長が理事会や業務等のために出勤等する場合を除く。)
監 事	監査・理事会出席等 日額 3,200 円 (税理士等有資格の監事 日額 10,200 円)

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)
理 事 長	旅客運賃 急行料金 特別車両料金	旅客運賃 (1 等船室) 乗船に急行料金を必要とする場合はその料金 特別船室料金	旅客運賃	実費	3,000 円	15,000 円
副理事長 常務理事	旅客運賃 急行料金	旅客運賃 急行料金 旅客運賃 急行料金	旅客運賃	実費	2,500 円	14,000 円
理事及び監事					2,000 円	

備考 1 鉄道、軌道、水路又は陸路により片道 500 キロメートル以上旅行する場合において、宿泊を要しないときは、この表に定める日当の額に 1.5 倍を乗じて得た額を当該日当の額とする。

2 鉄道若しくは軌道 100 キロメートル未満の市町村への日帰り出張で交通機関を利用したとき又は市内 2 キロメートル以上の出張で交通機関を利用したときは、その最低運賃及び日当を支給する。ただし、センターの会議等に参加したのち日帰り出張した場合は、最低運賃又は実費のみ支給する。